

令和5年6月30日から大雨災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
1	大分県災害被災者住宅再建支援事業	自然災害により住宅に被害があった場合に、被害程度により支援金を支給。 全壊・・・150万円～300万円 半壊・・・100万円～150万円 床上浸水・・・5万円	防災危機管理課	097-582-1140
2	災害時宅地被害復旧支援金	自然災害により住家の宅地が崩壊、または宅地に土砂が流入した場合の復旧費用を補助。 支援金の額は、工事費等の50%とし、上限は30万円とする。	防災危機管理課	097-582-1140
3	住家被害用ブルーシート配布	暴風雨により住家または宅地に直接被害を受けた方に1世帯1枚まで配布。	防災危機管理課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
4	市県民税の減免 (住宅・家財の被災)	り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和5年度市県民税（納期未到来分）が減免	税務課 (課税係市民税担当)	097-582-1269
5	市県民税の減免 (農作物の被災)	農作物の減収による損失額（共済金等を控除する）の合計が平年の収入の3/10以上となった場合、一定の要件に基づいて農業所得に係る令和5年度市県民税（納期未到来分）が減免		
6	市県民税の減免 (所得減免)	失業又は疾病、倒産若しくは休廃業等により所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合又はこれに準ずると認められる場合、一定の要件に基づいて令和5年度市県民税（納期未到来分）が減免		
7	雑損控除の適用 (所得税確定申告 市県民税申告)	災害によって、資産について損害を受けた場合等には、令和5年分以降の個人所得税及び令和6年度以降の市県民税において、一定の金額の所得控除を受けることができる。 申告期間（令和6年2月16日～3月15日）の申告		
8	固定資産税の減免 (土地)	土地の被害（農地又は宅地が流出、水没、埋没又は崩壊した場合）面積が当該土地の地積の10分の2を超えた場合には、損害の程度に応じて減免		
9	固定資産税の減免 (家屋)	倒壊や床上浸水の被害があった場合には、損害の程度に応じて減免 (床下浸水のみ場合は対象外)	税務課 (課税係固定資産税担当)	097-582-1138

令和5年6月30日から大雨災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
10	固定資産税の減免 (償却資産)	災害を受けた償却資産の程度に応じて減免		
11	市税の徴収猶予	災害を受けたことにより市税の納付が困難な場合には、申請により徴収猶予(納期限の延長や分割納付)を受けられることがある。	税務課 (収納対策推進室)	097-582-1111
12	印鑑登録証の再交付・再登録の 交付手数料の減免	印鑑登録証の再交付及び再登録の手数料を減免するもの。(※り災証明書等の提示)	市民課	097-582-1111 内線1142, 1143
13	住民票の写し交付手数料の減免	災害等に関連した各種手続きの添付資料として使用する住民票の写しの手数料を減免するもの。(※り災証明書等の提示)		
14	農地・農業用施設等災害復旧 事業	降雨や洪水等により被災した農地及び農業用施設を国の補助金を活用し、復旧する制度 報告を受けた被災箇所について現地を確認後、後日市より連絡する。 一箇所の工事費用が40万円以上が対象	農林整備課 各地域整備課	庄内 097-529-7347 挾間 097-583-1111 湯布院 0977-84-3111
15	由布市単独災害復旧事業補助 金(弔慰金)	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、緊急に土砂の取り除きの必要があると認められる農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 事業費の100分の90を補助		
16	由布市農地等災害復旧事業補 助金	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、農地又は農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 事業費の100分の90を補助 補助金上限額36万円		
17	由布市土地改良事業原材料支 給	基準を満たした農道及び水路の改修工事を行う場合に、市が原材料費の一部を支給する制度 原材料費の2分の1を補助		

令和5年6月30日から大雨災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
18	被災者緊急避難・市営住宅目的外入居	災害により自宅に居住出来なくなった方	建設課	097-582-1273
19	水道料金等の軽減又は免除	<p>由布市水道事業に加入する使用者は、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害によって家屋が被害を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊以上については、料金の全額を免除 ・準半壊又は床上浸水については、料金の半額を免除 ・給水装置又は配水設備が流失したものについては、料金のうち基本料金を除いた超過料金分のみ全額免除 	水道課	097-582-1328 内線2283、2284、 2285
20	消毒用消石灰配布	暴風雨により床下浸水の被害を受けた方に消毒用消石灰を配布。	環境課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
21	介護保険料の減免	一定の要件に基づき、介護保険料（納期未到達分）を減免	高齢者支援課 （介護保険係）	097-529-7349
22	介護サービス費の減免	一定の要件に基づき、介護サービス費を減免	高齢者支援課 （介護保険係）	097-529-7349
23	消毒液配布	暴風雨により床上浸水の被害を受けた方に消毒液（オスバン）を配布。	健康増進課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111

令和5年6月30日から大雨災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
24	国民健康保険税の減免	一定の要件に基づいて国民健康保険税（納期未到来分）を減免	保険課	097-582-1121
25	国民健康保険の一部負担金免除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
26	後期高齢者医療保険料の減免	一定の要件に基づいて後期高齢者医療保険料（納期未到来分）を減免		
27	後期高齢者医療保険料の一部負担金免除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
28	国民年金保険料	一定の要件に基づいて国民年金保険料（納期未到来分）を免除		
29	保育所負担金徴収の減免	一定の要件に基づき、保育料を減免	子育て支援課	097-582-1262
30	災害援護資金	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害により住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方へ資金の貸し付けを行います。</p> <p>償還期間10年(据置期間3年) 利率 保証人あり 0% なし1%</p> <p>【貸付限度額】 貸付額限度額 最高 350万</p> <p>※世帯主の負傷状況・住居の損壊状況等により貸付限度額は変動します。</p> <p>※所得制限 市町村民税における前年の総所得金額 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。</p>	福祉課	097-582-1265